

○事務局長(古屋宏彦君) 皆様にお知らせいたします。場内の室温が上がっておりますので、適宜上着を脱いでいただき、体調管理に努めていただきたいと思います。

○議長(近藤八郎君) 会議に先立ちまして、7月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介いたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 私から、7月1日で異動がありました課長職を御紹介いたします。保健福祉課長から森林商工振興課長に異動しました、栗原課長です。

○森林商工振興課長(栗原一清君) 森林商工振興課長の栗原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 農務課長から保健福祉課長に異動しました、市田課長です。

○保健福祉課長(市田尚之君) 保健福祉課長の市田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 本日欠席し、代理出席しておりますが、あけぼの園園長から農務課長に異動しました、平野課長です。

次に、森林商工振興課上席主幹から税務住民課長に昇格しました、高橋課長です。

○税務住民課長(高橋祐二君) 税務住民課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 保健福祉課主幹からあけぼの園園長に昇格しました、齋藤園長です。

○あけぼの園長(齋藤英夫君) あけぼの園園長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局長(古屋宏彦君) 武田副町長につきまして、同日付けにて森林商工振興課長事務取扱が解かれております。

中岡会計管理者につきまして、同日付けにて税務住民課長の兼務が解かれております。

以上で課長職の紹介を終わります。

午後1時30分 開会

○議長(近藤八郎君) ただ今から、令和元年第5回下川町議会臨時会を開会いたします。ただ今の出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長(近藤八郎君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、3 番 大西 功 議員及び 4 番 春日隆司議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 4 議案第 1 号「財産の減額貸付けについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をさせていただく前に、臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

7 月も下旬を迎え、気温の上昇とともに夏日あるいは真夏日が続き、家庭や職場におきましては屋外へ出る機会も増えますことから、日頃の健康管理はもとより、熱中症などへの対策も留意していかなければならない時期を迎えているところでございます。

このような折に、議員各位には今臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

議案審査に当たりましては、深甚なる御指導を賜りますことをお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案の提案をさせていただきます。

議案第 1 号 財産の減額貸付けについて、提案理由を申し上げます。

本案は、3 月 25 日の平成 31 年第 3 回下川町議会臨時会において、菓子製造事業の実施に向けて協同作業を進めていた連携企業であります「株式会社ベルシステム 24 ホールディングス」と「一般社団法人ラ・バルカグループ」から、3 月 22 日付けで、本事業に対しての決定が大幅に遅れている等の理由により、両者において計画を進めることが困難になったとの申し入れを受け、財産の減額貸付けの撤回をさせていただいた案件について、再提案をさせていただくものでございます。

本事業につきましては、御承知のとおり社会問題の解決や公平公正な取引を通じた SDGs の推進と持続可能な地域社会の実現に向けてのパートナーシップの実践の場として

取組を進めているものでありまして、一の橋地域の活性化やチョコレート等の菓子製造に伴う障がい者等の多様な人材の雇用の場の創出、施設の余裕面積の有効活用などに資するものでございます。

貸付けする公有財産は、下川町郷土資料展示保存施設の一部、鉄筋コンクリート造り一部2階建て、延床面積1,146㎡のうち、職員室や校長室など139.89㎡とそれに対応する土地となっており、物品につきましては、減額貸付けに関する条例があることから、今回の提案では除いているところであります。

貸付けの相手方は、事業を効率的で効果的に推進するため、一の橋地域において活動実績がある現地の「特定非営利活動法人 地域おこし協力隊」と「一般社団法人 集落自立化支援センター」が本事業のために設立した法人であります「一般社団法人 SDGs チャレンジセンター」でございまして、事業の収益性を考慮し、減額貸付けするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただ今、町長から提案がありました。本議案でございまして、3月に…説明のあったとおり…取下げということになって以降、連携企業や現地法人とどのような調整がなされ、そして…なぜこの臨時会における提案となったのか、詳しい説明を求めます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の質問に対して回答をさせていただきたいと思いますが、3月の取下げについて、今…議案提案で申し上げましたように、二つの企業の方から申し入れがございまして、今回については凍結をするということで、私どもとしては議会に対して撤回の申し入れをさせていただき、お認めを頂いたところでございます。

その後、4月には統一地方選挙等で様々な取組が…なかなかすることができませんで、その後、5月末の期限を迎えるということになってございましたので、5月の中旬以降に2者に対しまして、町としての考え方を申し入れいたしまして、そして7月末への延期をお願いしたところでございます。

そして一定程度の考え方を、6月の中旬以降に2者に対しまして、東京の本社におきまして説明をさせていただき、そして今回の再提案を議会にお願いするところでございます。

経過はそのようなことでございまして、町としては3月の時点で…まだこの事業については必要性を大変感じてございまして、それで再提案に至ったということでございます。

御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 二つ目の質問です。本提案は、事業の公益性などを理由とする財産の減額貸付けとのことですが、公益性…すなわちこの菓子製造事業が、町内、そして町民、または町内事業者に対し、どのような便益をもたらすのか。

また、さきに議決されております整備予算、そして今回の財産の減額貸付けといった町の投資額に十分見合うものというお考えでしょうか、お答え願います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） この事業におきましては、町としても福祉施策の一環として取り組むものでございますけれども、町では福祉計画…特に障がい者計画等についても早い時期から取り組んでいるところでございます。

そのような折に、平成29年において、ラ・バルカさんが全国の事業展開を行って、その中で障がい者雇用を進めているという…そういう情報を聞き入れたわけであります。

それから、町としては起案をいたしまして、そして昨年、それに賛同を得るベルシステムさんにも参画を頂きながら、3者で連携協定を結んできたという経過でございます。

この事業につきましては、大きな目的としては、一つにはこれまで一の橋の地域活性化について十年來取り組んでございましたけれども、これを更に延長し、そして地域活性化のグレードを上げていくというものでございます。

さらに、SDGsの推進を図るために連携協定を結んでございますが、SDGsの持続可能な開発目標の中のいくつかが…この菓子製造事業が取り組む目標がございまして、正しく連携協定を結んだSDGsの推進に合致するものであると自負しているところでございます。これも二つ目の目的の大きなものであると考えている次第でございます。

そして、当然、先ほど申しましたように、本町でも福祉計画…特に障がい者福祉計画をこれまでも策定してございまして、障がい者の雇用、そしてまた障がい者の安定した生きがいづくり、こういうところにしっかりとこの事業を充当してまいりたいと、こういう目的の下に今回再提案をさせていただくところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただ今、障がい者施策の観点から、また、SDGs推進の観点からということで御答弁がございましたが、SDGsの推進事業という観点、また、障がい者福祉の視点に加えて、今回、一の橋地区ということもあり、集落の対策といった視点についても重要な案件だというふうに私は捉えております。

これについて、将来像や発展性ですね、こちらについて町長のお考えをお聞かせいただ

ければと思います。

○議長（近藤八郎君） その前に、質疑の範囲というのを十分理解されて、今の質問は意見を求めているような感じになりますけれども、一応そのへんは承知をしていただいて、町長、答弁をお願いいたします。

○町長（谷 一之君） 一の橋の活性化というのが大きな目的の中にあるわけでありまして、将来的にはこの事業が進むことによりまして…一の橋地域には既に障がい者施設を有してございます。このような施設の入所者に対しての協力関係もつくっていくことが可能ではないかと思っておりますし、また、当初は3人程度の障がい者雇用からスタートしていきたいというもくろみをしてございますけれども、これが順調にいきますと数名程度増員して雇用が広がるということが可能ではないかと思っております。

また、ラ・バルカさんの事業展開としては、全国で30を超える事業展開がございまして、こういう地域との連携もこれから図っていくことが可能になるんではないかと思っております。

さらに、町の活性化といたしましては、製造されましたチョコレート製品などの…町のふるさと納税での返戻品などにも利用できるんではないかと。

さらに、地域の方々がふるさと商品として愛していくことが可能になってくるんではないかと、こういうことをいろいろと将来ビジョンとして考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほど議運がありまして、一通り事務方の方から話を伺いました。

3月25日ですか…案件を引き下げまして、今回、減額貸付けについて、その当時から今までの間にいくばくか貸付けの金額が下がっているとの報告を受けました。

この間に何が起こったのか、そして、この減額の根拠はあるのか、質問したいと思いません。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

3月25日に、こちらから提案させていただいた減額貸付けの貸付料…これは84万円でございます。

今回の財産の減額貸付けにつきましては、条例に根拠がない場合は、議会の議決となるようになってございますので、今回の案件につきましては、物品につきましては、町に減額貸付けの条項がございまして、その部分を差し引きまして、今回74万円としたところでございます。それ以外に額を引き下げたということはありません。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 撤回に至った経緯の中で、先方様から大幅に遅れた理由というのが…今説明があったかと思うんですが、なぜ大幅に遅れて今日に至ったのでしょうか…大幅に遅れた理由ですね。

それと、私ちょっと…聞き間違えていれば回答はいいですが、事業の収益性…いわゆる事業が…一定程度収益を上げるということで…事業の収益性を上げるために減免貸付けというところが…事業の収益性を上げるための施設を減額貸付けするというのが…これができるんでしょうか。

また、減額貸付けすることによって、今まで公共施設を貸付けしているところも同じように事業の収益性が上がらなければ減額をしなければいけないと思うんですが、ちょっと私が聞き間違えて…公益性と言われてなかったかと思うんですが、そのへんちょっと整合性を確認させてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 大幅に遅れた理由についてでございますけれども、この事業…昨年の今時期から具体化をしてきまして、それぞれ様々な手続きを取らせていただいております。その間、いろいろな御議論を頂く中で、町の方の整備の仕方、考え方が二転、三転をしたということで、議会提案が複数回に及ぶというようなところから、時期が大幅に遅れてきた。そこで今年の3月での最終提案というふうになったということでございます、このへんが大幅に事業の実施が遅れた理由ということになっているかと思いません。

○議長（近藤八郎君） 桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） 私の方から2点目の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

事業の収益性に考慮するという部分でございますが、現在の事業の運営…につきましては、製造主体が一の橋の…先ほど提案理由にもありましたSDGsチャレンジセンターでございます。こちらの運営の安定化を図るために、財産の取得額から補助金や起債、過疎債の交付税分などを差し引いて計算したものが今回計上させていただいているものでございます。

なお、この貸付けにつきましては、私法上の契約でございますが、貸付けの算出根拠が町にはございません。そういうことから、町の行政財産使用料条例…この算出根拠を参考に…私法上の契約は…民法の規定にもございますが…貸す側と借りる側…この双方の合意によって成されるものでありまして、一方的に額を決められるものではございませんの

で、そういうところも考慮しまして、この度、参照させていただきました。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 貸付けするのは法律上問題ないんですが、なぜ貸付けするかという質問をさせていただきました。事業が赤字になる…黒字になる…収益性を上げるために公共施設を減額できるのかという質問でございます。

それと、ほかの企業さん、それからいろんな団体にも貸付けしているところがあるけど、これ横並びで事業の収益性を担保するために貸付けを減免しなければいけないということになるんじゃないか…その整合性の2点ですね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） 再度、御質問にお答えさせていただきます。

収益性という部分でございますが、これは物品の無償貸付けの条例にも規定してございますが、公益性…例えば社会の利益に資するもの、社会規模の拡大、充実、そういうものにつながるものとして収益性も含めてこのようなかたちでさせていただいております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほど答弁したとおりですね、減額貸付けにする場合については、個別の案件ごとに状況が変わってくると思います。そこで判断材料としては公益性があるかないかというところで判断をしていくことになりますので、そのへん…今まで貸付けしていた団体等については、その判断を踏まえた上で両者の合意に基づいて貸付料が決まっているというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 公益性と言っていますが、収益性を考慮して貸付けする…減額するということを言われたと思うんです。いわゆる赤字になるから減額しますよというふうに聞こえるんですね…それができるのかと。

○議長（近藤八郎君） 理事者から明確な答弁をお願いします。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） あくまでも収益性を改善するためだけに減額をするというものではございません。その事業全体が公益性があるかないかという判断の下で貸付料を算定

するということになるかと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 全員協議会の時も、町民説明会の時も…3月と2月にあった会議録を…参加できなかった町民のために公開してくださいということをお願いしているんですけども、議員向けには情報の共有ということで資料を頂けましたけれども、町民の方への情報提供はいつになりますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。
以前からそういう話はいただいておまして、大変申し訳ないんですが…個人情報の部分だとかいろいろな部分がありまして、内容を精査させていただいております。
現段階ではほぼ出来上がっておりますので、速やかに情報公開の方を進めさせていただきたいと思えます。よろしく御理解いただきたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わらせてよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。
ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託することにしたと思えます。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第2号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、7月17日執行の第7次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「元町団地公営住宅（A棟）建設工事」につきましては、老朽化した公営住宅の建替え工事として実施するものでございます。

工事の概要につきましては、平成29年度に除却いたしました昭和52年度建設の元町団地3棟12戸の跡地に、延べ床面積225.30㎡、木造平屋建ての2LDK2戸、1LDK1戸の1棟3戸を建設するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規定に基づき、7月1日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、3者による指名競争入札を行った次第であります。なお、落札率につきましては、97.9%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第3号「議会の議決に付すべき財産の取得について」、日程第7 議案第4号「議会の議決に付すべき財産の取得について」、日程第8 議案第5号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号、議案第4号及び議案第5号の議会の議決に付すべき財産の取得については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号の財産の取得につきましては、役場庁舎等総合行政ネットワーク用端末として使用するWindows7搭載パソコンのシステムサポート期限終了に伴い、新たにデスクトップパソコン176台のほか、周辺機器等を購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、7月4日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入業者について審議し、購入物品の内容等を勘案し、3者について指名することに決定し、指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては、63.3%となっております。

次に、議案第4号の財産の取得につきましては、現在、町内ネットワーク機器のサポート期限終了に伴い、新たに管理用サーバ及びインターネット接続機器等を購入するものであります。

経過につきましては、7月4日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、4者を指名することに決定し、指名競争入札を行ったものであります。なお、落札率につきましては、95%となっております。

次に、議案第5号の財産の取得につきましては、小学校及び中学校で使用している教諭用パソコン及び児童生徒用パソコンのシステムサポート期限終了に伴い、教諭用パソコンを小学校24台、中学校18台更新、また、現在使用している児童生徒用のタブレットパソコンのタブレットスタンド等を小学校31台、中学校36台を購入するほか、プリンタ、サーバー及び周辺機器も併せて購入するものであります。

経過につきましては、7月4日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、3者を指名することに決定し、指名競争入札を行ったものであります。なお、落札率につきましては、95.5%となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） それぞれ…3 号、4 号、5 号…3 者、4 者、3 者、指名選考委員会で事業者を指名したということですが、会社名、事業者名、どこが契約相手になったかというところをお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えいたします。

まず、議案第 3 号のパソコン等の購入でございますけれども、3 者につきましては、町内事業者であります「有限会社サインズ」それから「有限会社アフター」それから「株式会社 末武商店」の 3 者による指名競争入札ということで、「有限会社 アフター」が落札されました。

続きまして、議案第 4 号の管理サーバー等の購入でございますけれども、これにつきましては 4 者指名ということで、「株式会社 HDC」「株式会社 富士通エフサス北海道支社」「富士電機 IT ソリューション 株式会社北海道支店」それから「株式会社 コンピューター・ビジネス」の 4 者ということで指名し、「株式会社 HDC」が落札をされました。

次に、議案第 5 号でございますけれども、この指名につきましては 3 者指名ということで、「株式会社 ソリューションセンター」それから「株式会社 コンピューター・ビジネス」そして「株式会社 つうけんアクティブ」という 3 者を指名して、「株式会社 コンピューター・ビジネス」が落札をしたという結果でございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 3 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第9 承認第1号「専決処分(第3号)の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 承認第1号 専決処分(第3号)の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町名誉町民 故 ^{たかはしいわお}高橋 巖 氏が6月27日に逝去されたことにより、町葬を執行するための費用について、令和元年度一般会計の追加補正が必要となりましたので、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、総額を51億242万円としたものであります。

早急に支払い事務等の手続きを行う必要から、6月28日に専決処分としたものであり、ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(近藤八郎君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番(小原仁興君) 下川町名誉町民として高橋 巖さんが逝去されました。長い目で

見れば、町内に住んでいない方が逝去される可能性がある。今後の町葬についての見解をお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 現段階では条例の条文上、まだそのへんの制約をつくっていないところがございます。そのへんは議会や…あるいはまた審議会がございますので、このような組織とも相談をさせていただきながら進めることが必要ではないかと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） あわせてですね、名誉町民であることにおいて、下川町から出られてしまった…そういう部分において、町費がそこに充てられるということに対しては、減額若しくは廃止みたいな部分って…条例として整えていく必要があるかと思っておりますけど、町長の見解をお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） それについても同様に、条文等ではそのへん記載してございませんので、今後そのへんもいろいろ検討していく必要はあるんじゃないかと…そのへんは今申しあげましたように議会、あるいはまた審議会等に御相談をさせていただきながら、条文等の改正が必要であれば条例改正等もまた提案させていただければと思っております。
以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、承認第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして日程は終了いたしました。
お諮りいたします。
委員会における議案審査のため、本日、午後4時まで休会にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、本日、午後4時まで休会することに決定いたしました。
以上をもって散会といたします。

午後2時8分 散会